

別表第3 小規模保育事業(C型)(保育認定)

地域 区分 ①	定員 区分 ②	認定 区分 ③	保育必要量区分④		処遇改善等加算 I		
			保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定	
			基本分単価	基本分単価			
⑤	⑤	⑥	⑥				
10/100 地域	6人 から 10人 まで	3号	195,440	189,890	+	1,840×加算率	1,790×加算率
	11人 から 15人 まで	3号	171,540	167,840	+	1,610×加算率	1,570×加算率

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	資格保有者加算 ⑦		障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用 子どもの単価に加算 ⑧		減価償却費加算 ⑨	
			処遇改善等 加算 I		処遇改善等加算 I		加算額 標準 都市部	
10/100 地域	6人 から 10人 まで	3号	1人 2,040 2人以上 4,080	20×加算率 40×加算率	40,880	+ 400 ×加算率	3,300	3,600
	11人 から 15人 まで	3号	1人 1,360 2人 2,720 3人以上 4,080	10×加算率 20×加算率 30×加算率	40,880	+ 400 ×加算率	2,200	2,400

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	賃借料加算		連携施設を 設定しない 場合 ⑪	食事の搬入につ いて自園調理又 は連携施設等か らの搬入以外の 方法による場合 ⑫	管理者を配置していない場合		
			加算額 ⑩				処遇改善等 加算 I ⑬		
			標準	都市部					
10/100 地域	6人 から 10人 まで	3号 +	a 地域	21,000	23,400	2,460	$(5+6) \times 8/100$	42,300	+ 420 × 加算率
			b 地域	11,600	12,900				
			c 地域	10,100	11,200				
			d 地域	9,000	10,000				
	11人 から 15人 まで	3号 +	a 地域	28,300	31,500	1,640	$(5+6) \times 8/100$	28,200	+ 280 × 加算率
			b 地域	15,600	17,300				
			c 地域	13,600	15,100				
			d 地域	12,200	13,500				

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	土曜日に閉所する場合				定員を恒常的に 超過する場合 ⑮
			月に1日土曜日を閉所する場合	月に2日土曜日を閉所する場合	月に3日以上土曜日を閉所する場合	全ての土曜日を閉所する場合	
10/100 地域	6人から10人まで	3号	(⑤+⑥+⑧) × 2/100	(⑤+⑥+⑧) × 4/100	(⑤+⑥+⑧) × 6/100	(⑤+⑥+⑧) × 8/100	(⑤~⑭) × 90/100
	11人から15人まで	3号	(⑤+⑥+⑧) × 2/100	(⑤+⑥+⑧) × 4/100	(⑤+⑥+⑧) × 6/100	(⑤+⑥+⑧) × 8/100	

加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑩	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・ 処遇改善等加算Ⅱ－① 48,820 × 人数A ・ 処遇改善等加算Ⅱ－② 6,100 × 人数B		※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める		
冷暖房費加算	⑪	1 級 地	1,780	4 級 地	1,230	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域
		2 級 地	1,580	そ の 他 地 域	110	
		3 級 地	1,560			
除雪費加算	⑫	6,090		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
降灰除去費加算	⑬	152,680 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
施設機能強化推進費加算	⑭	160,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
栄養管理加算	⑮	A	基本額 処遇改善等加算Ⅰ (76,960 + 760 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数		※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設	
		B	基本額 処遇改善等加算Ⅰ (50,000 + 500 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数			
		C	基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数			
第三者評価受審加算	⑯	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		